

もりか運送株式会社 一般事業主行動計画

社員がその能力を發揮し、仕事と生活の調和を図り働きやすい雇用環境整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和4年6月1日 ～ 令和7年5月31日までの3年間

2. 内容

目標1：令和5年6月までに、事業用自動車を運転する従業員の所定外労働時間を、1人当たり年間960時間未満とする。

<対策>

- 令和4年 6月 ～ 令和4年9月
所定外労働の原因の分析等を実施
- 令和4年 9月以降
所定外労働削減に向けて、原因に対して改善アクションを開始
- 令和4年12月以降
各部署における進捗確認と改善活動の継続

目標2：全従業員の育児休業等制度の周知を目的としたパンフレット等の作成し、制度の周知を図る。

<対策>

- 令和4年度
育児休業等の制度に関するパンフレットの作成・掲示、相談窓口設置に関する社内報の発信
- 令和4年度
育児休業等の制度に関する管理職研修を実施した後、部署別会議にて同内容を全従業員へ周知

以上